

重点目標2 自然を守り育むために

個別目標1 自然との共生

基本方針

「光市自然敬愛基本構想」に基づき、自然海岸や森林、生態系などの豊かな自然環境を積極的に保全するとともに、自然資源を有効に活用しながら自然とふれあえる場づくりや水辺を活かした快適な空間を創出します。

また、海岸保全や河川整備に際しては、県との連携を図りながら市民参画によるプランづくりや市民との協働による効果的な維持管理の仕組みづくりを進めます。

10年後のまちの姿

- 自然敬愛精神が育まれ、自然環境保全への取組みが進んでいます。
- 貴重な自然環境が良好な状態に保たれ、次世代に継承されています。
- 自然環境に配慮した山・川・海の整備が進み、整備計画づくりから市民の参加・参画が進んでいます。

現状と課題

本市には、日本の白砂青松100選や森林浴の森日本100選などに選定された美しい室積・虹ヶ浜海岸をはじめ、市民や水鳥の憩いの場となっている島田川や、国の天然記念物の峨嵋山樹林、石城山県立自然公園等の山々など、貴重で豊かな自然が残されています。

こうした恵まれた自然環境は、市民一人ひとりの生活とともに育まれた故郷の情景であり、かけがえない市民共有の財産として、これまで、地域住民の主體的な参画のもと、黒松の植樹など、海岸松林の保全を推進するとともに、長年にわたって多数の市民の参加により海岸のクリーンアップ運動が展開されるなど、協働による様々な取組みを展開してきました。

また、市民の生命と財産を守るため、自然環境

や自然景観に配慮した高潮対策の実施など、計画的な海岸の保全と生態系に配慮した河川整備が求められるとともに、森林は、水源かん養や保水だけでなく、二酸化炭素の吸収など、大きな役割を果たしていることから、植生や生態系に配慮した森林管理に努めるとともに、市民との協働により、里山等の整備を推進することが必要です。

今後は、平成18年2月に策定した「光市自然敬愛基本構想」や「光市自然敬愛都市宣言」の理念に基づき、市民総参加により自然環境の保全と再生に取り組み、次世代に美しい自然を維持・継承するとともに、自然とふれあい、自然に学び、自然とともに生きる機会を創出することによって、ゆとりと潤いのある市民生活と自然を敬愛する豊かな心を育んでいく必要があります。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①「自然環境の保全」に関する満足度	20.6%	25.0%	30.0%
②海岸松林の数	5万本	10万本	維持
③クリーン光大作戦の参加者数（H18年度）	19,768人	20,000人	21,000人

※指標① 市民アンケート調査

施策展開の方向

自然との共生

- ◇自然敬愛精神の醸成
- ◇自然環境の保全
- ◇自然環境の高度利用

（1）自然敬愛精神の醸成

市民と自然が共生できる快適で潤いとやすらぎのあるまちづくりを進めるため、「光市自然敬愛基本構想」に基づき、市民や事業者、行政とが緊密な連携と協働による取組みを進めることにより、地域環境力を高めるとともに、自然を愛し、守り育てる心を育み、自然環境の保全と再生への自覚と意識の醸成に努めます。

（2）自然環境の保全

本市のかけがえのない財産である貴重な自然環境を良好な状態で次世代に継承するため、自然敬愛精神に基づき、市、市民、事業者等が一体となって、山・川・海などの自然環境の保全、創造、再生を協働で推進します。

（3）自然環境の高度利用

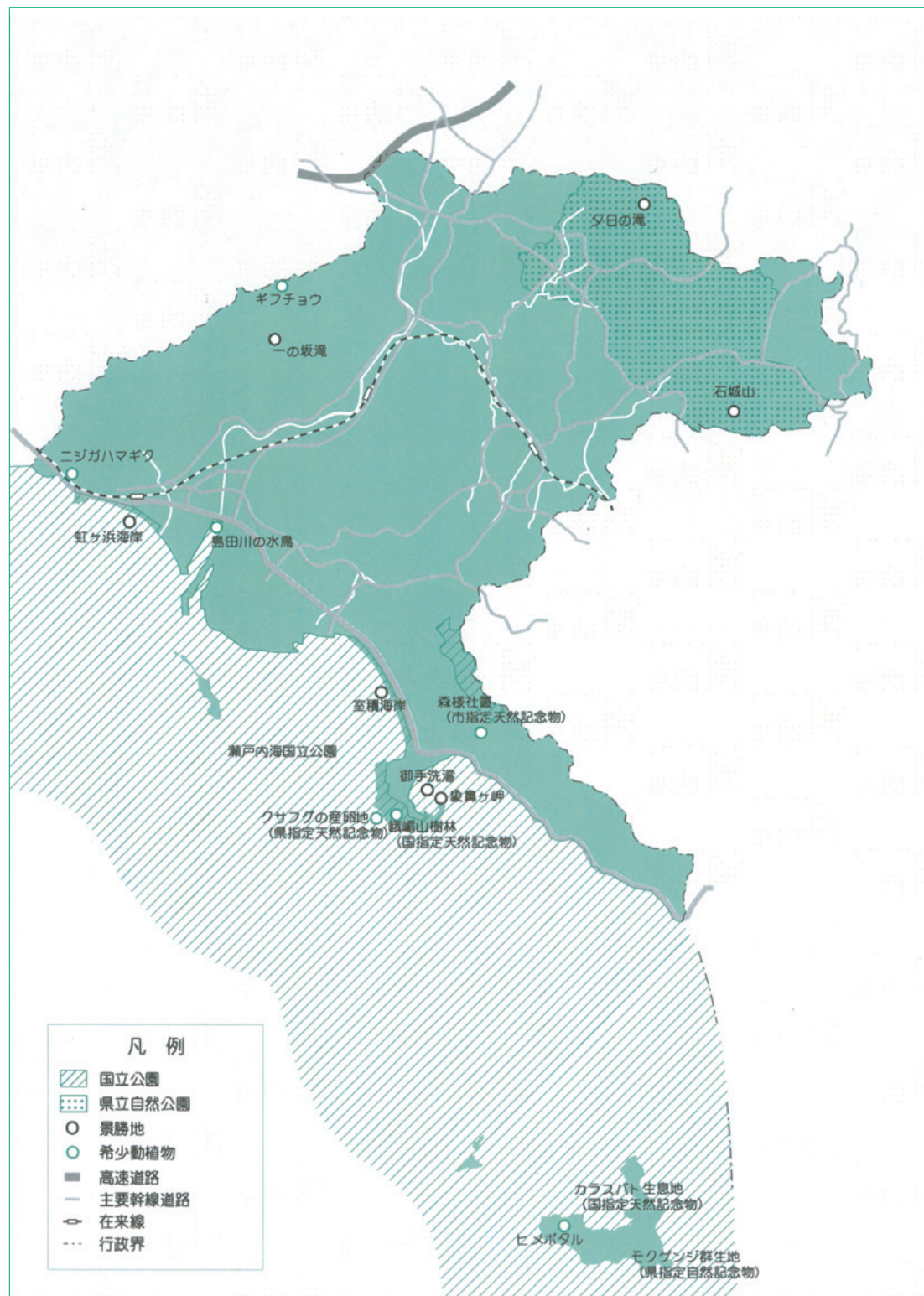
自然環境や生態系に配慮した多自然型川づくり、海岸やため池を活用した水辺空間の創出やレクリエーションエリアとしての森林整備など、自然と人のふれあいの場の確保を図るとともに、自然体験型学習の推進により、自然に対する保全意識の高揚に努めます。



主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
「光市自然敬愛基本構想」の推進							環境政策課
白砂青松10万本大作戦の実施							水産林業課
自然環境保全地域等の指定	調査・指定						都市整備課
ひかり名木百選の選定	調査・選定						都市整備課
クリーン光大作戦の推進							生涯学習課
どんぐりランドの整備							水産林業課
里山再生プロジェクトの推進							水産林業課
健康ウォークやオリエンテーリングの推進							健康増進課 生涯学習課
森林浴、飛沫浴、海浜浴の推進							環境政策課
石城山神籠石散策道の整備	検討						文化振興課
伊藤公の森周辺整備							水産林業課
環境マップの作成	作成						環境政策課
環境学習の推進							環境政策課
自然海岸の清掃活動の実施							生涯学習課 関係各課
松原海岸保全施設整備	調査	実施					水産林業課
森林・農地の保全							農業耕地課 水産林業課
多自然型の水辺空間の整備							土木課
河川再生プロジェクトの推進	検討						環境政策課 関係各課

● 自然資源の分布



重点目標2 自然を守り育むために

個別目標2 環境の保全

1 生活環境の保全と循環型社会の構築

基本方針

環境に配慮したまちづくりを進めるため、市民、事業者、行政等の協働による環境教育や環境保全活動を推進し、新エネルギーの普及、省エネルギーの促進など、地域、地球環境への負荷の低減に努めます。

また、環境監視体制の強化、公害防止協定の締結等を通して公害防止対策の推進に努めます。

さらに、市民、事業者との連携を図りながら、地域における「3R（リデュース・リユース・リサイクル）」の取組みの強化や一般廃棄物処理計画に基づく計画的なごみの減量化を推進します。

10年後のまちの姿

- 市民の環境保全意識が向上し、環境団体等の環境保全活動が活発になり、新エネルギー、省エネルギーの取組みも盛んに行われています。
- 公害のない快適な住みよい環境が維持されています。
- 全ての市民がごみ出しルールを守り、廃棄物が適正に処理されています。
- リサイクルセンターを拠点とした再資源化システムが確立し、最終処分場の延命化が図られています。
- 「3R」の取組みが拡大し「好循環」のライフスタイルや事業スタイルが定着しています。

現状と課題

飛躍的に発達した科学技術と社会経済活動に伴い、人々の生活は物質的に豊かで便利になりましたが、日常生活や事業活動から生じる環境への負荷は増大し、地域だけでなく、地球環境にまで影響を与えており、こうした膨大なエネルギー使用に支えられた大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会への転換が喫緊の課題となっています。

このため、新たな環境基本条例や環境基本計画に基づき、総合的・計画的な環境施策の推進や環境教育のさらなる充実に努めるとともに、新エネルギーや省エネルギーに関する情報提供や普及・啓発や地球温暖化防止事業、さらには、大気や水環境等の保全など、公害の防止に努めることが必要です。

一方、わが国の社会経済活動の拡大に伴い、廃棄物の排出量の高水準での推移や不法投棄の増大等、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されており、国においては、循環型社会形成推進法の制

定をはじめ数次にわたる廃棄物処理法の改正や各種リサイクル法の制定など、廃棄物関連法の体系的整備を図るとともに、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会のあり方や国民のライフスタイルの見直しに努めています。

本市においても、ごみの排出量は年々増加傾向にあり、ごみ処理に要する経費も増加の一途を辿るなど、厳しい財政状況が続く中、ごみの発生抑制、再資源化の促進は、本市における重要かつ緊急の課題となっています。

また、ごみの減量化を促進するためには、何よりも市民の意識改革が必要であることから、今後は、市民、事業者、行政が、それぞれの役割分担のもと、三者が一体となった取組体制を確立することが必要です。

さらに、ごみ処理の複雑化は、高齢化が進む中、高齢者等に大きな負担となることが予測され、高齢社会を見据えたごみ収集のあり方や新たなサービスの検討が求められています。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①市民1人当たりのごみの排出量（年度）	373kg	360kg	350kg
②リサイクル率（年度）	22.1%	30.0%	35.0%
③ごみの最終処分量（年度）	2,927 t	2,200 t	1,500 t
④ごみの分別を行っている人の割合	94.2%	97.0%	100.0%
⑤環境保全啓発活動の回数（年度）	22回	25回	30回
⑥省エネルギーに心がけている人の割合	—	増加	増加

※指標④⑥ 市民アンケート調査（⑥は今後実施）

施策展開の方向

環境保全と循環型社会の構築

- ◇環境負荷の軽減
- ◇公害防止対策の推進
- ◇廃棄物適正処理の促進
- ◇ごみの発生抑制、再資源化の促進
- ◇水環境の保全

(1) 環境負荷の軽減

新エネルギーの普及や省エネルギーの促進につながる設備、機器等の使用方法に関する情報提供などに努めるとともに、市民、事業者、行政等が連携した環境保全活動や環境教育の推進を図り、地域・地球の環境保全の取組みを強化します。

また、山口県地球温暖化防止活動推進センターや市民団体等と一体となった地球温暖化防止事業等の展開を図ります。

(2) 公害防止対策の推進

公害のない住みよい生活環境を維持するため、環境監視体制の充実を図り、公害防止協定等の締結を推進するとともに、市民、事業者の公害防止意識の向上に取り組み、事業活動に起因する産業型公害、自動車騒音等の都市・生活型公害の影響の軽減を図ります。

(3) 廃棄物適正処理の促進

一般廃棄物処理計画に基づく廃棄物の適正処理に努めるとともに、「出前講座」やごみカレンダー等を活用したごみの正しい分け方、出し方に関する普及啓発を進めます。

また、関係機関等との連携を図りながら不法投棄監視体制の強化に努めます。

(4) ごみの発生抑制、再資源化の促進

リサイクルセンターを拠点とした新しい再資源化システムの構築に努めるとともに、事業系一般廃棄物の減量化に取り組みます。

また、経済的インセンティブを活用したごみの発生抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び市民意識の高揚を図るため、ごみ処理の有料化について検討を進めます。

さらに、ごみ処理の複雑化や高齢化の進行などに対応するため、住民ニーズに的確に対応できるサービスの充実に努めます。

(5) 水環境の保全

生活排水による水質汚濁を防止するため、使用済み食用油や調理くずの適正処理、洗剤の適正使用などを促進するとともに、地域住民による水質浄化に向けた実践活動を促進します。

また、し尿及び浄化槽汚泥の計画的な収集を行うとともに、処理施設における排出水の適正な処理を推進し、公共水域における水環境の保全に努めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
ノーマイカーデー運動の実施	検討・実施						環境政策課
環境教育、環境学習の推進							環境政策課 環境事業課
新エネルギーの普及や省エネルギー設備の導入促進							環境政策課
新エネルギーの活用方策の研究							環境政策課
一般廃棄物処理計画の策定	→						環境事業課
リサイクルセンターの稼動に伴う新しい分別体制の確立		→					環境事業課
ごみ処理の有料化導入	導入検討	→					環境事業課
事業者への指導・啓発活動の実施							環境事業課
環境基本計画の策定	策定→					改定	環境政策課
生活排水対策・水質浄化実践活動の促進							環境政策課
環境監視・指導体制の整備							環境政策課 環境事業課
公害防止協定等の締結							環境政策課
し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理							深山浄苑



重点目標2 自然を守り育むために

個別目標2 環境の保全 2 下水道の整備

基本方針

公共用水域の水質保全と市民の生活環境の向上を図るため、公共下水道事業計画区域内の整備を促進するとともに、浄化センターの効率的運営など施設の適正な維持管理、さらには、下水道会計の財政健全化に向けた取り組みを進めます。

また、浄化槽の設置等の計画区域外の処理対策を推進するとともに、市街化区域内の計画的な雨水排水対策の実施に努めます。

10年後のまちの姿

- 下水道の普及率が向上し、公共用水域の水質が保全されています。
- 水洗化が進み、市民の快適な生活環境が確保されています。

現状と課題

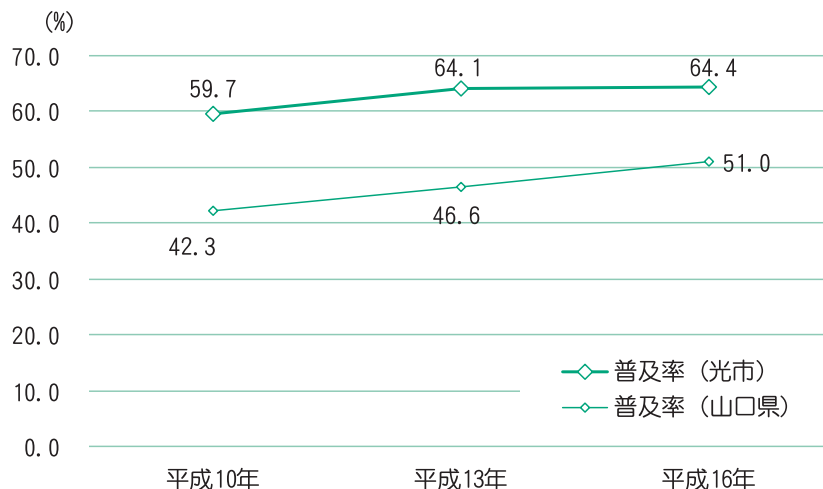
下水道は、健康で快適な生活環境の確保のみならず、河川や海など公共用水域の水質の保全、さらには、生態系を維持していくためにも重要な役割を果たしており、生態系の一員である私たちが日常生活や生産活動を営む上で必要不可欠な都市基盤です。

本市では、これまで島田川流域の水質保全と快適な生活環境の改善を図ることを目的に、流域下水道事業との整合性を図りながら公共下水道の整備を進めてきた結果、平成18年3月末における下水道の普及率は65.9%、汚水処理人口普及率は71.0%となっています。

今後は、室積地域をはじめとする区域の計画的な整備促進が求められていますが、一方では、急速な整備を進めてきた結果、下水道会計の財政状況が悪化していることから、整備促進とあわせて、財政健全化に向けた取り組みを進めていくことが急務となっています。

また、計画的な公共下水道の整備や施設の維持管理に努めるとともに、計画区域外地域の汚水処理対策の検討や、市街化区域内の雨水排水対策などによる公共用水域の水質保全と市民の快適な居住環境を創出することが必要です。

● 下水道整備率



まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①下水道普及率 (処理区域内人口／行政区人口×100)	65.9%	73.0%	79.0%
②汚水処理人口普及率	71.0%	81.0%	90.0%

※指標② 汚水処理人口普及率：(処理区域内人口+合併処理浄化槽設置人口)／行政区人口×100

施策展開の方向

下水道の整備

- ◇流域関連公共下水道事業の推進
- ◇下水道事業の経営の安定化
- ◇計画区域外の処理対策の充実

(1) 流域関連公共下水道事業の推進

下水道整備計画に基づき、公共下水道の計画的な整備を図り、水洗化を促進するとともに、緊急度の高い地域から雨水渠の整備など雨水排水対策を進めます。

また、老朽化した管渠等の計画的な補修を実施するなど、施設の維持管理に努めます。

(2) 下水道事業の経営の安定化

使用料の適正負担を確保するとともに、浄化センター等施設の効率的な維持管理に努めるなど、下水道事業の経営安定化に努めます。

(3) 計画区域外の処理対策の充実

計画区域外の処理対策として「山口県汚水処理施設整備構想」等に基づき、浄化槽の設置等を促進し、公共用水域の水質保全と良好な生活環境の維持に努めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
公共下水道の整備							下水道課
水洗化の促進							下水道課
老朽管の補修・更新							下水道課
浄化センターの効率的な運営							下水道課
下水道会計の財政健全化の推進							下水道課
浄化槽の設置等の推進							環境政策課